

36協定の届出前にご確認ください！

① 様式は適切ですか

協定の対象期間の初日が令和6年4月1日以降の場合、以下の様式（以下「新様式」という。）を使用してください。特に、建設業、自動車運転業務、医業に従事する医師を含む事業場については、これまで使用していた旧様式第9号の4は使用できませんのでご注意ください。

・一般労働者 ・建設事業（災害時における復旧復興の事業が見込まれないものに限る）	特別条項を付けない場合	様式第9号
	特別条項を付ける場合	様式第9号の2
建設事業（災害時における復旧復興の事業が見込まれるものに限る）その他これに関連する事業	特別条項を付けない場合	様式第9号の3の2
	特別条項を付ける場合	様式第9号の3の3
自動車運転の業務を含む場合	特別条項を付けない場合	様式第9号の3の4
	特別条項を付ける場合	様式第9号の3の5
医業に従事する医師※を含む場合 ※診療を直接の目的とする業務に従事する医師に限る	特別条項を付けない場合	様式第9号の4
	特別条項を付ける場合	様式第9号の5

② 記入漏れはありませんか

※記入漏れが多い項目を書き出しています。

□ 労働保険番号・法人番号

労働保険番号・法人番号を記入してください（新様式から必要記載事項になりました。）。

□ 協定の成立年月日

使用者と労働者代表で労使協定を締結した日を記入してください。

□ 協定当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の職名

役職がないときは、事務、作業員などの職務内容を記入してください。（注：以下③）

□ 協定当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

投票や挙手、話し合いなどの選出方法を記入してください。（注：以下③）

③ 労働者代表の選出は適切ですか

協定当事者が労働者の過半数を代表する者の場合、以下の2要件を満たす必要があります。

- ・管理又は監督の地位にある者ではないこと、
- ・使用者の意向に基づき選出されたものではないこと

労働者代表は、36協定を締結する者を選出することを明らかにして実施する投票、挙手等の方法による手続きにより選出してください。

④ 労使協定書を兼ねるときは押印

36協定届への押印は不要ですが、監督署に届け出する36協定届が労使協定書を兼ねる場合は、署名又は記名・押印などが必要です。

要件を満たしていないなどの理由で受付できないときは、再提出をお願いする場合があります。

ご不明な点は、所轄の労働基準監督署又は宮城労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。



宮城労働局 労働基準部 監督課 ((022) 299-8838)

仙台労働基準監督署 (022) 299-9072

古川労働基準監督署 (0229) 22-2112

瀬峰労働基準監督署 (0228) 38-3131

石巻労働基準監督署 (0225) 22-3365

大河原労働基準監督署 (0224) 53-2154